

【町民の皆様へ】

政府広報

2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%へ。

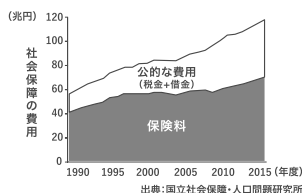
※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が
上がるんですか？

社会保障制度を次世代に引き継ぎ、
みんなが安心できる社会にするため

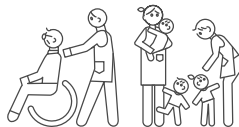
日本では高齢化が進み、社会保障の費用
は増え続けています。みんなが安心でき
る社会にするためには、安定した財源を
確保し、社会保障制度を次世代に引き継
ぐとともに、全世代型へ転換していく
必要があります。そのためには10%への
税率の上げが必要です。



引上げ分は何に
使われるのですか？

すべての世代を対象とする
社会保障のために

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、
全世代を対象とする社会保障の充実と
安定のために使われます。例えば①待機
児童の解消、②3歳から5歳までの幼児
教育・保育の無償化、③真に支援が必要な
学生の高等教育(大学など)の無償化、
④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高
齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い
年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は
大丈夫ですか？

家計と景気、両方の視点から
対策を実施します

税率引上げに伴う家計への負担を減
らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)
と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)
に係る税率を8%に据え置きます(軽減
税率制度)。
このほか、家計や景気への影響を緩和
するための各種対策を実施します。



プレミアム付
商品券



自動車や住宅の
購入等支援



キャッシュレス
決済での
ポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。
地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



※町の公共料金等は据え置きです。

【事業者の皆様へ】

政府広報

事業者の皆様！準備はお済みですか？

2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
・飲食料品(酒類・外食を除く)
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。



CHECK 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、
例えば、飲食料品等の仕入があれば、
帳簿上、軽減税率対象である旨を明記
する必要があります。



詳しくはこちら

軽減税率 国税庁

検索

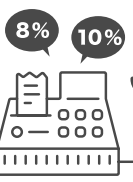


レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。



CHECK 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに
複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご利用ください。



詳しくはこちら

軽減税率対策補助金

検索



制度についてのお問い合わせ

●消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎ 0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎ 0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

